

令和7年9月30日

住友理工健康保険組合 加入者 各位

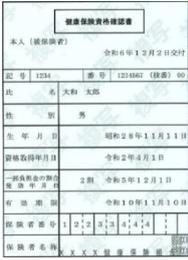
住友理工健康保険組合

従来の健康保険証廃止に伴う対応について（ご案内）

このたび健康保険制度の変更により、2025年12月2日以降は従来の健康保険証がご利用いただけなくなります。

今後、医療機関を受診される際は、「マイナ保険証」または「健康保険資格確認書」（以下「資格確認書」）のいずれかが必要となります。

■ 今後必要となる証明書

区分	説明	備考
マイナ保険証	健康保険証としての機能を持ったマイナンバーカードのことです。マイナポータルや病院窓口等で、マイナンバーカードをマイナ保険証として使えるように登録ができます。登録方法など、詳細は添付をご参照ください。	基本はこちら！  登録すればすぐ使えます。 便利でスムーズ！
資格確認書	マイナ保険証をご利用できない方を対象に、従来の健康保険証の代わりとして交付される証書です。ご利用方法は基本的に健康保険証と変わりませんが、カード型ではなく葉書型となっています。 資格確認書には有効期限がありますが、期限切れの際には申請の必要なく、当健康保険組合から新たな資格確認書を交付いたします。（今回発行分は2029年9月30日まで有効）	マイナ保険証が 使えない方はこちら！  紙の証書で、有効期限があります。

※「マイナ保険証を使えるが、念のため発行したい」といったことはできません。

■ 一斉交付の対象者

資格確認書一斉交付の対象となる方は、2025年9月1日時点で下表に該当する方です。
被保険者ご本人だけでなく、被扶養者も同様の対応となります。

資格確認書が交付される方（マイナ保険証が利用できない方）の例
① マイナンバーカードを作成されていない方
② マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
③ マイナンバーカードを返納した方
④ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

※マイナ保険証をご利用できる方には、資格確認書は交付されません

※世帯に対象者が一人もいない場合、送付物はございません

■ 送付方法

- ・ 2025年10月中を目途に、世帯ごとにまとめて社内便で送付いたします。

■ 注意事項

- ・ 資格確認書は大切に保管してください。紛失時は再交付申請が必要です。
- ・ 従来の健康保険証は2025年12月2日以降、ご自身で破棄いただいて構いません。
ただし、2025年12月1日以前に健康保険組合を脱退される場合は、健康保険証・資格確認書ともにご返却ください。
- ・ 有効期限が切れた資格確認書はご自身で破棄してください。

■ ご家族がいらっしゃる場合

- ・ 被扶養者（ご家族）にも関わる内容ですので、必ずご家族にもご案内・情報共有をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

■ お問い合わせ先

住友理工健康保険組合

TEL：0568-77-3514（平日 8:30～17:00）

MAIL：kenpo@jp.sumitomoriko.com